

告 示

埼玉県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、金屋土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十七年八月十八日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年八月二十一日から

平成二十七年九月十八日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

児玉総合支所